

公営住宅への入居費用を助成します

(令和2年7月豪雨被災者公営住宅入居助成金)

令和2年7月豪雨で住家が被災した世帯が、当該被災した住宅やみなし仮設住宅等仮の住まいから、恒久的な住まいとして、熊本県内の公営住宅へ入居する際に必要な初期費用を助成します。

◆対象者

1. 助成金の交付対象は、八代市発行のり災証明書をお持ちで、公営住宅に入居する次のいずれかに該当する世帯の世帯主。

○みなし仮設住宅等の入居者であって、当該みなし仮設住宅等の供与期間（供与期間が延長された場合にあっては、延長後の期間）内に当該みなし仮設住宅等を退去した世帯

○住家の被害程度が全壊または大規模半壊世帯

○住家の被害程度が半壊かつ解体した世帯



2. 一時使用で入居している公営住宅を、恒久的な住まいとして新たに入居契約をする世帯（同一の公営住宅に引き続き居住する世帯）

※すでに公営住宅への入居が完了している世帯も対象です。

◆助成金 一律10万円

○助成金の交付は、1世帯につき1回限りです。

○複数の世帯が、恒久的に居住する住宅として公営住宅に同居する場合は、当該複数の世帯を1つの世帯とみなします。

○毎月月末までに支給決定された分について、翌月初旬頃交付決定通知を発送し、翌月25日頃指定された口座に振込予定です。（みなし仮設住宅にお住まいだった方は、県の退去確認後の支給となるため、支払い・通知等の時期が遅くなる場合があります。）

◆申請期限 令和5年7月4日まで

仮住居から公営住宅への入居完了後（住民票の異動が伴う場合は、住民票異動後）、原則 6ヶ月以内（転居の日の属する月の翌月から起算）にご申請ください。

◆提出書類

- ① 公営住宅入居助成金交付申請書
（様式は、申請窓口にあります。八代市ホームページにも掲載しています。）
- ② り災証明書の写し
- ③ 半壊の場合は、自宅の解体を証明する書類（解体証明書等）の写し
- ④ 公営住宅への入居が確認できる書類（住民票（市外の場合）、賃貸住宅契約書など）の写し
- ⑤ 公営住宅入居助成金請求書（振込口座通帳の写し添付）

※転居費用助成金の申請の際に提出している書類は不要です。

※上記書類がない場合はご相談ください。なお、個別の状況に応じて追加書類が必要な場合があります。

◆注意事項

- この助成金の申請・受取については、世帯で協議の上行ってください。関係者間の調整について八代市は一切関与いたしません。
- 申請内容に疑義がある場合は、調査を行い、申請内容に虚偽があった場合は、支給された助成金を速やかに返還していただきます。
- 八代市が助成金の支給に係る事務にあたり必要な範囲で、住民基本台帳、戸籍等に係る状況を閲覧、調査などを行います。

お問い合わせ・申請窓口

八代市役所仮設庁舎 西棟2階 健康福祉政策課 ☎33-4003